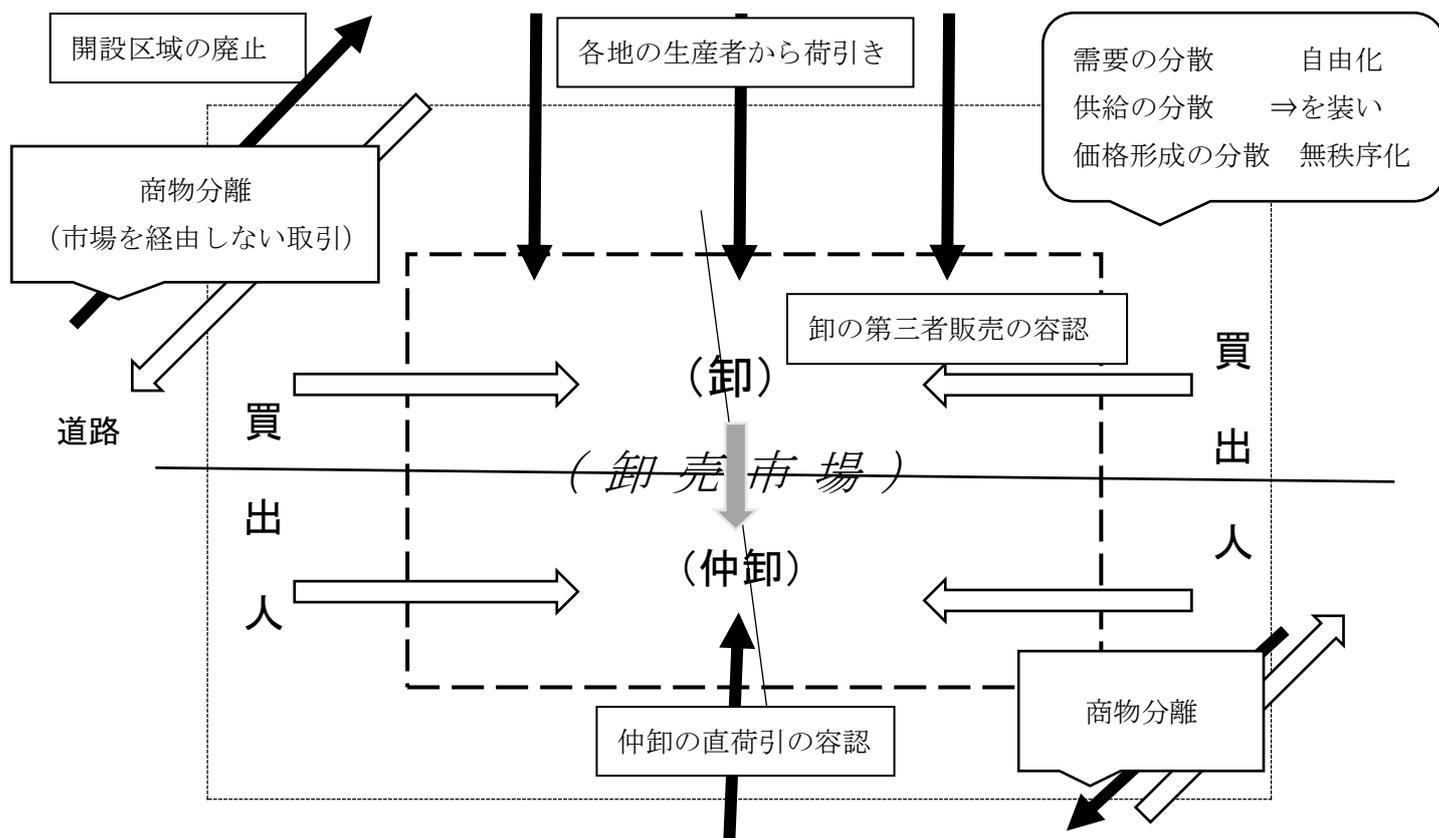


【改正卸売市場法と都の条例改正案（令和2年6月21日施行）の推察図】

改正卸売市場法と都の市場条例改正案では、集荷の「卸」と、価格形成・分荷の「仲卸」という流通制度を無くすため、更なる規制緩和の名のもとに、これまでは両者を「必置」とした原則を撤廃すると共に、公正な「社会的建値」を形成するための仕組み(諸規制)をも全面撤廃した。

これでは、看板は「卸売市場」だが、その実態は、「物流センター」である。

これ程までの条例変更を都職員と業界一部のみで決めるものか？全事業者へ事前の説明は？法律は改変されても、各開設地方自治体の条例を現行のまま存続させれば、卸売市場制度は継続可能！



- ☠ 卸と仲卸は荷引と販売をそれぞれ行えるとされるが、「集荷と分荷」機能が散乱して卸売市場としての公正公平な価格形成機能を持たない。
- ☠ 上図では、様々な取引が分散・分断されている。この姿は、各棟が道路で分断、孤立する建築物の群れである豊洲市場の「かたち」そのものだ。
- ☠ 開設区域の廃止により、卸売市場の公設性の根拠は失われ、業者の得ている許可は無効となる（許可の根拠がないため認定制になる）。
- ☠ 移転後に卸売市場法と都条例の改変があり体制がこれほど変わる事を、事前に周知されていたか？市場の仕事が継続できる移転ではない？
- ☠ 規制緩和が市場流通を活性化させるというが、卸売市場制度を外して、物流センターとするのでは、話のすり替えであり目的が全く違う。

卸売市場制度の存続を訴える請願署名運動が全国的に展開中！食糧政策の異変に待った！をかける！！

食・いのち・暮らしが卸売市場卸売市場制度を守ろう！国民連絡会

参考資料掲載ホームページ <http://zcren.web.fc2.com/index.html>